

確認が必要な事業者と確認が必要な取引

確認が必要な事業者		確認が必要な取引
金融機関等		・ 預貯金口座等の開設 ・ 200万円を超える大口現金取引 など ・ 10万円を超える現金送金 など
ファイナンスリース事業者		1 ■ に支払うリース料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者		クレジットカード契約の締結
宅地建物取引業者		宅地建物の売買契約の締結 またはその代理もしくは媒介
宝石・貴金属等 取扱事業者		代金の支払いが現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者 (私設私書箱)		役務提供契約の締結
電話受付代行業者 (電話秘書)		役務提供契約の締結 ※ 電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を明示する条項を含む契約の締結は除く。 ※ コールセンター業務等の契約の締結は除く。
新規事業者 電話転送サービス事業者		役務提供契約の締結
司法書士 行政書士 公認会計士 税理士		以下の行為の代理または代行を行うことを内容とする契約の締結 ・ 宅地または建物の売買に関する行為または手続 ・ 会社等の設立または合併に関する行為または手続 ・ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 ※ 租税、罰金、過料等の納付は除く。 ※ 成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く。 ※ 任意後見契約の締結は除く。
弁護士		※ 司法書士等の他の士業者の例に準じて、■ 本弁護士連合会の会則で定めるところにより行います。

虚偽申告の禁止について

顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引の任に当たっている担当者、事業者が取引にあたり確認を行う際に、本人特定事項を偽ってはなりません。
本人特定事項を隠ぺいする■ 的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。

事業者の免責について

事業者は、顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引の任に当たっている担当者が確認に応じないときは、確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができます。

記録の作成・保存について

事業者が取引にあたり確認を行った場合には、確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、7年間保存する必要があります。

各事業者の方のお問い合わせ先

金融機関等	金融庁 総務企画局 企画課 調査室 TEL. 03-3506-6000 (代表)
ファイナンスリース事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引・消費経済政策課 消費経済企画室 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4281)
クレジットカード事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4191)
宅地建物取引業者	宅地建物取引業の免許を受けている ■ 土交通省の各地方整備局もしくは 北海道開発局、または都道府県の担当部署
宝石・ 貴金属等 取扱事業者	経済産業省 商務情報政策局 生活文化創造産業課 ■ 用品室 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 3891)
貴金属商	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4701)
古物商・質屋	都道府県警察本部の古物営業・質屋営業担当課
郵便物受取サービス業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL. 03-3501-1511 (代表) (内線: 4191)
電話受付代行業者	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費行政課
電話転送サービス事業者	TEL. 03-5253-5111 (代表) (内線: 5487)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の■ については、警察庁犯罪収益移転防止管理官 (JAFIC) のホームページをご覧ください。
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

このパンフレットに関するお問い合わせは

TEL. 03-3581-0141

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官
〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

平成25年4月1日施行

犯罪収益移転防止法

新たに、確認が必要となる取引や
確認事項が追加されます。

取引時の
確認事項が
増えます!

特定事業者が、
新たに追加されます!

リスクの高い
取引での
200万円を超える
財産の移転時は、
資産や収入の
確認が必要です!

なりすまし等、
リスクの高い
取引時の確認に
注意が必要です!

警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省 ■ 土交通省



マネー・■ーディング、テ■資金供与防止のため、取引時の確認事項等が追加されます。



※赤字の箇所が今■の改正事項です。

取引時の確認事項とその書類

取引時には、運転免許証などの公的証明書の確認等が必要となります。
確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。
なお、通常の取引とハイリスク取引とで確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引
① 本人特定事項 (氏名・住所・生年月日 ■(個人)／名称・所在地(法人))	以下の本人確認書類 ・運転免許証、 運転経歴証明書 ・健康保険証 ・■民年金手帳 ・住民基本台帳カード (氏名・住所、生年月日 ■の記載のあるもの) ・旅券(パスポート) ・ 在留カード 、 特別永住者証明書 など	通常の取引に際して 確認した書類 + 上記以外の 本人確認書類
	個人 ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 (名称、本店または主たる 事務所の所在地の記載の あるもの) など	
② 取引を行う■的	申告	通常の取引と同じ
③ 職業(個人の場合) 事業内容(法人の場合)	申告 定款、登記事項証明書 など	通常の取引と同じ
④ 実質的支配者 (25%を超える議決権 を有する者等)	申告 株主名簿、 有価証券報告書 など	該当の有無
	本人特定事項	
⑤ 資産及び 収入の状況 (ハイリスク取引で、 200万円を超える財 産の移転を伴う場合 に限る)	申告 — 【個人の場合】 源泉徴収票、確定申 告書、預貯金通帳 など 【法人の場合】 貸借対照表、損益計 算書 など	本人確認書類

◎有効期限のある書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける■において有効である必要
があります。また、有効期限のない書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける■の
前6ヶ月以内に作成されたものに限ります。

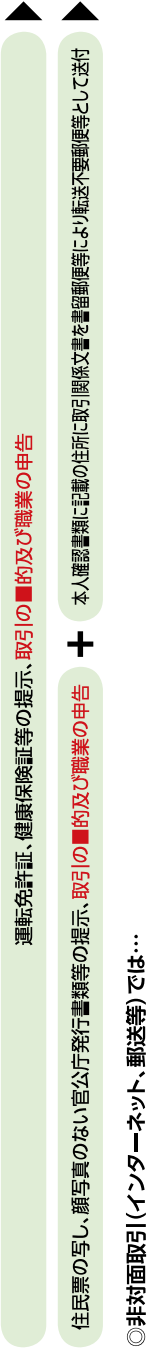
留意事項 確認を行うにあたり、顧客または取引担当者の住居が本人確認書
類と異なる場合には、他の本人確認書類、納税証明書、社会保険料領収書、公共
料金領収書等(領収■付の押収または発行年月■の記載のあるもので、提示ま
たは送付を受ける■の前6ヶ月以内のものに限り、)の提示または送付を受
け、現在の住居を確認する必要があります。

確認方法

個人の場合

取引時の確認事項のうち、左表の①から⑤(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。
代理人取引の場合には、顧客の確認と合わせて、実際に取引の任に当たっている担当者の本人特定事項の確認も必要です。

◎対面取引では…



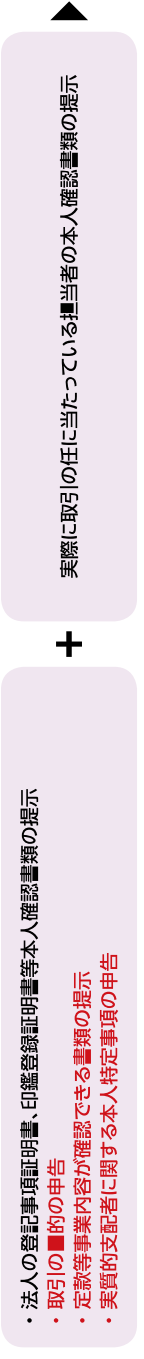
◎非対面取引(インターネット、郵送等)では…



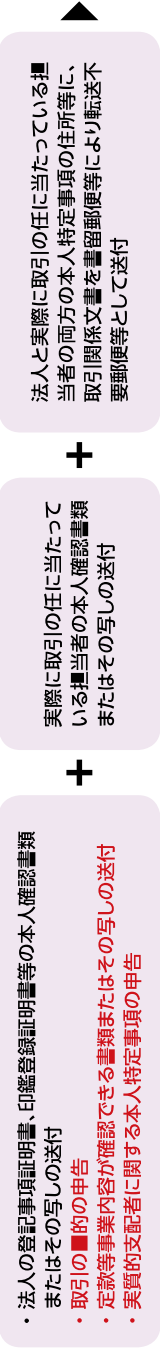
法人の場合

取引時の確認事項のうち、左表の①から④(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。
合わせて、実際に取引の任に当たっている担当者の本人特定事項の確認が必要です。

◎対面取引では…

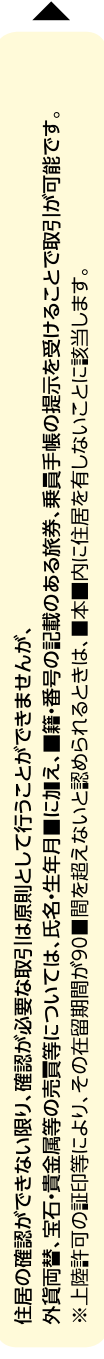


◎非対面取引(インターネット、郵送等)では…



■本■内に住居を有しない短期滞在者 (観光客など)であって、旅券等で本■における住居を確認することができない場合

◎対面取引のみ…



ハイリスク取引時の確認

マネー・■ーディングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)を
行う際に、**厳格な確認が必要です。**
また、**当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合■**には、
資産及び収入の状況の確認も必要です(司法書士等士業者を除く)。

ハイリスク取引とは？

- なりすましが疑われる取引等、マネー・■ーディングの
リスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引を言います。
- **過去の契約の際に確認した顧客等又は
代表者等になりすましている疑いがある取引。**
 - **過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑い
がある顧客等との取引。**
 - **イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。**